

2022年4月1日から成年年齢は18歳に！

～市原市消費生活センターからのお知らせ～



【18歳で成人に】

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。現在、法律上未成年者である18歳、19歳の方が親の同意なく結んだ契約は、未成年者契約として契約を取り消すことができますが、2022年4月1日からは18歳、19歳の方も未成年者契約での取り消しができなくなります。

Q. 「成年年齢」はいつから変わるの？

A. 日本での成年年齢は民法で定められています。民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。2022年4月1日の時点で18歳以上20歳未満の方は、その日から成年に達することになります。

Q. 成年に達すると何が変わる？

A. 民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。

例えば、携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入したときにローンを組むといったとき、未成年の場合は親の同意が必要です。しかし、成年に達すると、親の同意がなくても、こうした契約が自分一人でできるようになります。

また、女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女ともに18歳以上となります。

一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。

成年に達すると親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、契約の知識や経験が少ないため、消費者トラブルに遭いやすくなるため、注意が必要です。

Q. 消費者トラブルに遭わないためには？

A. 商品の購入やサービスを受ける際に契約を勧められたときは、つぎのようなことに気を付けてください。

- ① 契約する前に内容を理解してよく考える。
- ② うまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう。
- ③ クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につけましょう。
- ④ 借金を勧める業者に要注意。クレジット契約も慎重に。
- ⑤ 困ったときは消費生活センターに相談を。

契約によっては取り消しや解除ができる場合があります。契約後でも疑問に思ったり困ったりしたときは、自分で抱え込まず、早めに消費生活センターに相談しましょう。

出展：政府広報オンライン ホームページ「暮らしに役立つ情報」より
(<https://www.gov-online.go.jp/useful/index.html>)

一人で悩まず、消費生活相談窓口へ

市原市消費生活センター相談専用電話 0436-21-0999

受付時間：（月～金）9:00～12:00、13:00～15:30 ※祝日・年末年始除く

または、

上記の電話番号を忘れても・・・消費者ホットライン 局番無し ☎188

【消費者ホットラインの受付時間及び接続先】※年末年始除く

- ・ 月～金 9:00～12:00、13:00～15:30 市原市消費生活センター
- ・ 土 9:00～16:00 千葉県消費者センター
- ・ 日、祝 10:00～16:00 国民生活センター